

臨時ETCカード利用規約

AZ-COM 協同組合

(目的)

第1条 この規約はAZ-COM協同組合（以下、「組合」という。）が組合所属の組合員のうち臨時ETCカード使用者として適格と認めた者（以下、「組合員」という。）に対して臨時ETCカードを交付するに当たり、臨時ETCカードの利用に関し、必要な事項を定める。

(臨時ETCカードの利用範囲)

第2条 臨時ETCカードは、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)等の有料道路において、ETCシステムを利用した通行料金の支払い利用することができる。尚、臨時ETCカードは、組合が組合員に対してコーポレートカードを交付するまでの期間に限り利用できる。

(臨時ETCカードの利用規約)

第3条 臨時ETCカードの利用資格は、本組合の組合員で、適格と認められた組合員に対して、与えられるものとする。

(利用できる車両の範囲)

第4条 臨時ETCカードの利用車両は、前条規定の組合員が正当な使用权を有し、自己のための運行の用に供する車両に限られる。

- 2 利用車両の名義は、法人の場合は法人名義に限られ、個人事業主の場合は代表者名義に限られる。但し、他の名義であっても正当な所有権、使用权を証明できれば利用車両とすることができる。

(ETC車載器の搭載義務)

第5条 前条規定の利用車両にはETC車載器を搭載して使用しなければならない。

(臨時ETCカードの利用申込み)

第6条 臨時ETCカードの利用承認を受けようとする組合員は、以下の書類を組合に提出しなければならない。

- (1) 加入申込書（原始加入）
- (2) AZ-COM協同組合加入に当たっての必要事項
- (3) 車両制限令違反による累積点数の通知申請に係る同意について（同意書）
- (4) 利用額見込み及び割引サービスに関する確認事項
- (5) 車検証

- (6) 車載器セットアップ証明書
- (7) 口座振替依頼書（利用代金を引き落とすため）
- (8) その他組合が必要とする書類

（臨時 ETC カードの利用承認）

第 7 条 本組合は、前条規定の申込書類を受領したときは、速やかに臨時 ETC カードの利用の可否を審査し、臨時 ETC カードの発行をもって利用を承認したものとする。

- 2 利用承諾の結果及び臨時 ETC カードの交付は、組合を経由して行うものとする。

（臨時 ETC カードの交付）

第 8 条 組合員は、臨時 ETC カードを交付されるときは、臨時 ETC カード借用書を本組合に提出しなければならない。

- 2 組合員は、臨時 ETC カード取扱管理者を定め、交付を受けた臨時 ETC カードを善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（臨時 ETC カードの利用及び取扱）

第 9 条 次に掲げる者以外は、臨時 ETC カードを利用できない。

- (1) 組合員
 - (2) 組合員の使用人、その他従業員
- 2 臨時 ETC カードは、組合に届出した利用車両の ETC 車載器にセットして ETC 専用レーンを通過することにより、通行料金を決済することができる。

（臨時 ETC カードの利用代金の決済）

第 10 条 組合は、組合員の利用代金を請求書により組合員に請求する。

- 2 前項の請求に基づき、組合が定める指定日に ETC カード利用者の指定金融機関の口座より利用代金を引き落とすものとする。
- 3 組合は、管理費として利用代金の 2.5% を上乗せして請求するものとする。
- 4 組合は、組合員の公平性を期するため、「マイレージ還元」は組合員へは行わないものとする。

（期限の利益の喪失）

第 11 条 組合員は、組合員の次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものとする。

- (1) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分の申立て、又は滞納処分を受けたとき。

- (3) 破産、民事再生手続開始、会社整理、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理の手続きの申立てがあったとき。
- (4) 組合に支払うべき債務の履行を遅滞したとき。
- (5) 組合より臨時 ETC カード利用の承認取り消し処分を受けたとき。

(遅延損害金)

第 12 条 組合員は、組合に対する支払を遅滞した場合、支払期日の翌日から支払日まで、また期限の利益を喪失した場合はその残債務全額に対し、期限の利益喪失の日から完済の日まで、年利 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(臨時 ETC カードの亡失)

第 13 条 組合員は、紛失・盗難等により臨時 ETC カードを亡失したときは、直ちに組合に連絡し、同時に臨時 ETC カード紛失盗難破損届を組合に提出しなければならない。

- 2 組合員が、前項に定める臨時 ETC カード紛失盗難破損届を提出した後に、臨時 ETC カードが発見された場合は、利用できないので、速やかに臨時 ETC カード返却届とともに組合へ返却をしなければならない。

(亡失の責任)

第 14 条 組合員が、管理上の徹底不足、不注意等で臨時 ETC カードの取扱としてふさわしくない事由により臨時 ETC カードを亡失したと組合が認めた場合には、組合の定める期間臨時 ETC カードの再発行は行わないものとする。

- 2 亡失したことにより生じる一切の責任は、亡失事由の如何に関わらず、組合員が負うものとする。

(臨時 ETC カードの追加発行)

第 15 条 組合員は、増車等の事由により臨時 ETC カードの枚数が不足した場合、必要書類を組合に提出することにより追加発行を受けることができる。

(臨時 ETC カードの再発行)

第 16 条 組合員は、臨時 ETC カードを亡失した場合、又は利用者の責に帰すべき事由により臨時 ETC カードを破損等した場合は、臨時 ETC カード紛失盗難破損届を当該臨時 ETC カードとともに組合に提出及び返却しなければならない。

(警告)

第 17 条 組合員は、臨時 ETC カードの利用に関し、組合から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正しなければならない。

(臨時 ETC カードの利用停止)

第 18 条 次のいずれかに該当する場合は、組合は期間を定めて、組合員の臨時 ETC カードの利用を停止することができる。尚、利用停止となった組合員は、組合からの ETC コーポレートカードの交付をうけることができない。

- (1) 組合員が、臨時 ETC カード利用の有無に関わらず不正な方法で通行料金を免れ、又は免れようとしたとき。
- (2) 組合員が、この規約に違反する行為をしたとき。
- (3) 組合員が、臨時 ETC カードを管理上の徹底不足、不注意等で臨時 ETC カードの取扱にふさわしくない事由を行ったとき。
- (4) 組合員が、車両制限令違反等において行政処分を受ける恐れのあるとき、もしくは行政処分を受けたとき。
- (5) 組合員が、第 10 条に定める支払期限までに利用料金を支払わないとき、及び前条に定める場合の他、利用料金の支払いが危ぶまれる事由が発生したと組合が認められたとき。

(臨時 ETC カード利用の承認取り消し)

第 19 条 次のいずれかに該当する場合は、組合は、組合員の臨時 ETC カード利用の承認を取り消すものとする。この場合、組合員は、直ちに臨時 ETC カード返却届を添え、臨時 ETC カードを組合に返却しなければならない。尚、臨時 ETC カード利用の承認取り消しとなった組合員は、組合からの ETC コーポレートカードの交付をうけることができない。

- (1) 組合員が、第 10 条に定める支払期限までに利用料金を支払わないとき。
- (2) 組合員が、臨時 ETC カードを改変したとき。
- (3) 組合員が、臨時 ETC カード利用停止期間中において、第 19 条第 1 号及び第 19 条第 4 号に該当する行為を行ったとき。
- (4) 組合員が、当該組合員以外の者に臨時 ETC カードを利用させたとき。
- (5) 組合員が、この規約に違反する行為をし、その情状が重いつき。
- (6) 組合員が、車両制限令違反等において、行政処分を受けたとき。
- (7) 組合員が、組合より除名されたとき。

(臨時 ETC カードの返却)

第 20 条 組合員は、不要となった臨時 ETC カードを臨時 ETC カード返却届とともに組合に返却しなければならない。尚、「ETC コーポレートカード」が組合員に交付される場合は、理由の如何を問わず全ての臨時 ETC カードを組合に返却しなければならない。

(届出事項変更届)

第 21 条 組合員は、組合に提出した書類の内容等に変更があったときは、速やかに変更届及び組合が必要とする添付書類を組合に提出しなければならない。

(必要書類の提出)

第 22 条 組合員は、臨時 ETC カードの利用について組合が必要とする書類の提出を求められたときは、その書類を速やかに組合に提出しなければならない。

(ETC カードの有効期間)

第 23 条 臨時 ETC カードの有効期限は、臨時 ETC カード表面に記載された月の末日までとする。

附 則

1. 本規約は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。